平成30年第1回定例会 市民厚生常任委員会審查記録(第2日目)

- 1 日 時 平成30年3月6日(火) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制 定について
 - 議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第42号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第43号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第44号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第45号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運 営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第46号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)
 - 議第14号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計予算
 - 議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算
- 4 出席委員(9名)

1番 板 垣 一 徳 君 2番 板 垣 千代子 君 小 林 重 平 君 3番 4番 山田 勉 君 竹 内 喜代嗣 君 6番 長谷川 孝 君 5番 小 杉 和 也 君 8番 渡 辺 昌 君 7番

9番 尾形修平君

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

小 杉 武 仁 君 河 村 幸 雄 君 鈴 木 好 彦 君 稲 葉 久美子 君 鈴 木 いせ子 君 木 村 貞 雄 君

7 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副 市 長 忠 聡 君 田和子君 保健医療課長 信 同課 国保室長 高 橋 晃 君 (課長補佐) 同課国保室副参事 藤克也君 佐 敏 之 君 同課国保室係長 東 同課健康支援室長 中 村 和 子 君 (課長補佐) 同課健康支援室副参事 崎 健 一 君 Ш 昌 文 君 税 務 課 長 部 建 同課保険税係長 賀 由 香 君 瀬 介護高齢課長 正 浩 君 小 田 同課高齢福祉係長 渋 谷 直人君 同課介護保険室長 大 滝 慈 光 君 (課長補佐) 同課介護保険室係長 小 池 道 香 君 同課介護保険室係長 近 藤知子君 同課地域包括支援センター長 中 加代子 君(係長) \mathbb{H} 同課地域包括支援センター係長 嶋 真理子 君 田 祉. 課 長 藤良成君 加 同課福祉政策室長 村 静 子 君 (課長補佐) 木 同課福祉政策室副参事 野 宏 君 淺 同課福祉政策室係長 中 山 晴 剛 君 同課福祉政策室係長 村 山真 一君 同課子育て支援室長 山 祐 子 君 (課長補佐) 平 同課子育て支援室係長 田ル ミ君 永 同課子育て支援室係長 藤良子君 伊

10 議会事務局職員

局長 小林政一書 記 百武美奈

(午前9時59分)

委員長 (尾形修平君) 開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第4 議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介 護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とし、 担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第35号についてご説明いたす。議第35号は、村 上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等 の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてである。介護保険法 の改正に伴い、本年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が新潟県から市町村に 移譲されることから、新たに条例を制定するものである。市で独自で定めた基準については、記録の整備、第30条第2項中に利用者に対する処遇等に関する記録の保存期間をこの完結の日から2年間保存しなければならないというものを5年間と定めた。5年間にした理由については、サービス提供に係る過誤調整などの必要が生じた場合、遡及期間が5年間と定められていることから、検証すべきサービスの提供記録が存在しないおそれがあることから、保存期間を5年間と指定するものである。説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

竹内喜代嗣 市に移るということなのだけれども、事務作業とか、どういうふうに変わるのか。 介護高齢課長 居宅介護支援であるので、今まで県のほうで全て、ケアマネジャーの事業所の関係 であるけれども、手続していたわけなのだが、今度その申請と更新もあるけれども、 それについてみんな市のほうで申請等を受け付けて、許可もするということにな る。

竹内喜代嗣 今まではケアマネの何年間とか、そういう委託するような、申請事項というのは市 をすり抜けて県にあずかってあげるような形だったのか。

介護高齢課長 直接県庁の本庁のほうで受け付けて行っていた。

尾形委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課 長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第38号は村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてである。本年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が新潟県から市町村に移譲されることに伴い、県内市町村においては、県と同額の手数料を徴収することとしている。本市においても、必要な手数料徴収について所要の改正を行うものである。あわせて本市が指定権限のある地域密着型サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る手数料徴収について、居宅介護支援事業者との平等性を図るため、同様に徴収する旨を規定するものである。主な改正内容は、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思うが、その62 Pからになるが、各事業者の指定を受ける場合について、1件につき2万4,700円を、指定更新の場合には1件につき8,700円の手数料を徴収するものである。説明は以上だ。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号は、起 立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定につい 日程第6 てを議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、 質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条 例制定についてご説明をさせていただく。本案は、平成30年度からの国保制度改正 による県単位化に伴い、財政運営の仕組みが大きく変わり、療養の給付に係る費用 が全額新潟県より交付されることや、新たに導入される事業納付金制度などの新国 保制度に合わせた設置目的の基金とするため、名称も含め所要の改正を行おうとす るものである。改正内容としては、第1条、設置をこれまでの「保険給付等に要す る費用に不足を生じたときの費用に充てるため」から、「本市の国民健康保険事業 の健全な財政運営に資するための基金とするもの」へである。また、第2条、第2項 の積立ての規定を削除し、第6条の処分に関する規定では、「保険給付等に要する 費用に不足を生じた場合」から「国民健康保険事業費納付金の不足等国民健康保険 事業の財政運営に支障を生じた場合」へと改正を行うものである。このため基金の 名称も「村上市国民健康保険事業財政調整基金」とし、本年4月1日から施行とす るものである。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は、起 立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 日程第7 定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(福祉課長)加 藤良成君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長

それでは、議第40号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。条例改正に係 る新旧対照表の67Pをごらんいただきたいと思う。本案は、地域の自主性及び自立 性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴 い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一 部が改正され、この法律を引用している条文の項にずれが生じたため、改正を行う

ものである。なお、施行日は平成30年4月1日である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを 議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑 に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただく。本案は、平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設される。この改正により、病院や施設に入院、入所している国保の住所地特例制度の対象者が75歳に達した際などに、後期高齢者医療制度にこの特例が引き継がれることになる。これに伴い、本条例第3条の保険料を徴収すべき被保険者の規定について所要の改正を行うものである。施行日は、平成30年4月1日としており、平成30年度中における本市の該当者は、現在のところ2名の予定である。以上、簡単な説明であったが、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第42号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、 担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、続いて議第42号は、村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただく。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで市町村が個別に運営していた国民健康保険の運営が、平成30年4月1日からは都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、その運営のあり方についてそれぞれ

の役割を明確にするため所要の改正を行うものである。あわせて都道府県の国民健康保険運営協議会が設置されたことから、本条例において村上市国民健康保険運営協議会の位置づけを第2章、第2条に国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称として追加するものであるが、本協議会の組織を変えるというものではない。なお、施行日は平成30年4月1日からとするものである。以上で説明を終わる。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第43号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当 課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第43号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中のサービス基盤の整備や、介護サービス見込み料等を推計し、介護保険料を定めようとするものである。また、介護保険法施行令の改正に伴い、新たな所得指標により保険料の算定を行うとすることから、所要の改正を行うものである。主な改正内容は、新旧対照表の72Pからになるが、第1号被保険者の保険料の基準額、第5段階になるが、これを年額7万800円、月額5,900円となる。第6期と同様に、所得段階を10段階とした。また、第1段階については、介護保険法施行令第38条及び第39条により、公費を投入して、さらに0.05の軽減を図る。保険料を0.5から0.45に引き下げるものである。あわせて介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を平成30年度分の保険料から新たに用いることとされたことから、本市の介護保険料算定についても同様の額を用いることとするため、改正を行うものである。説明は以上だ。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

竹内喜代嗣 国保で言うと1人当たりとか1世帯とかいうことで、値下げになるのだよというような説明であったわけなのだが、この介護保険は上がったり下がったりというような表現で、これ読みこなせないでいるのだが、国保みたいな考え方するとどんなふうになるのか。

介護高齢課長 国保と違って、あくまで65歳の第1号被保険者の保険料、1カ月分について計算しているものであって、新旧対照表の第4条の第5項にあるように、今旧のほうが6万3,600円として、月額で5,300円のところが、年額で7万800円ということで、月額5,900円という金額に上がるということになる。

竹内喜代嗣 上がるということで結構。

尾形委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

竹内喜代嗣

負担増になるということと、介護保険の出発のときに、保険あって介護なしになるようなことがないようにということでさんざん議論したのだが、要介護1、2の人が外されたり、担当者の皆さんとしてはどうにもならない事柄ではあると思うが、これはやはり非常な、いわゆる保険あって介護なしの状態になっていくということで賛成できないなということである。

尾形委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、起立による採決を行った結果、議第43号は、起立多数にて原案のとおり可 決すべきものと決定した。

日程第11 議第44号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第44号は、村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設に伴う介護施設への追加及び安全安心で重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現するための身体的拘束の適正化の規定並びに介護人材を有効活用するための各種基準を緩和するための所要の改正を行うものである。主な改正内容は、新旧対照表の76 Pからになるが、介護看護従事者の専任要件の緩和と、介護医療院の創設に伴う介護施設への追加の部分と、身体拘束等の適正化の規定、療養病床から介護施設への転換の経過措置を6年に延期するものとなる。説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(副委員長、委員長と交代)

尾形 修平 介護医療院に関しては、瀬波病院と、私聞いている範囲では肴町病院さんが手を挙 げるのではないかと聞いていたのだけれども、その辺の状況、もし市のほうで把握 されていたらお願いしたいと思う。

介護高齢課長 瀬波病院については、今検討中というような話で先日も話あって、まだ確定までは いっていないのではないかと思う。そして、肴町病院については、お話し聞いたと きには、今後経営のことを考えて、それを見ながらやっていきたいというような話 をお聞きしている。 尾形 修平 とりあえず平成30年度中にはこの介護医療院に関しては、村上市では動きはないというふうな認識でいいのか。

介護高齢課長 肴町病院もちょっとわからないのだけれども、瀬波病院については、計画でも平成 32年と言っているので、平成30年度には移動はないかと思う。

尾形 修平 わかった。

(委員長、副委員長と交代)

尾形委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第45号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長 (介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第45号は、村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設に伴う介護施設への追加及び安心安全で重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現するための身体拘束の適正化の規定並びに介護人材を有効活用するための各種基準を緩和するための所要の改正を行うものである。主な改正内容は、新旧対照表の108 Pからとなるが、介護医療院の創設に伴う介護施設への追加と身体的拘束等の適正化の規定となる。説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第46号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと 心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議 題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に 入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第46号についてご説明させていただく。本市では、自殺予防対策を総

合的に推進することにより自殺予防を図り、市民みんなで支え合う社会の実現に寄 与することを目的に、平成26年6月本条例を制定し、自殺予防に取り組んでまいっ た。しかしながら、本市における自殺死亡率については、その数を大きく減少させ るには至らない状況であることや、自殺対策基本法が平成28年に一部改正されたこ と等を踏まえ、生きることの包括的な支援としての対策をさらに推進する必要があ ると考えている。このような自殺に関する市の現状や、自殺対策を取り巻く社会的 状況に鑑み、これまで自殺予防対策として取り組んできた事業を見直し、市の実態 を踏まえた施策を生きる支援として一層推進するため、予防に限定されることのな い表現として、関係する2つの条例において文言の改正を行うものである。内容と しては、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例について、「自殺予防」等の 文言を「自殺対策」に改め、所要の改正を行うものである。また、それに合わせて 検討委員会の条例についても、委員の名称を委員会の名称を含め所要の改正を行う ものであり、施行日は公布の日からとするものである。なお、この改正を本議会に 提案したことについては、国のモデル事業に採択され、今年度になって自殺対策に 関する計画を見直すことが決定し、その後大綱及びガイドラインが示され、該当モ デル事業の説明会への出席や、計画策定業務が進捗していく中で、ようやく先ほど ご説明いたしたとおり、改正が必要と判断したものであるので、つけ加えてご説明 いたす。以上、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

長谷川 孝 ここ数年の推移みたいなのを教えてくれるか。

保健医療課長 20名前後で推移しているが、年度によって多い年と少ない年がある。

竹内喜代嗣 亡くなってしまえば、何が原因で亡くなったかとよくわからないような気もするのだけれども、その20名の方で多重債務とか、市税の滞納とか、そういった方は税務 課で恐らく把握していると思うのだが、どんなふうになっているか。

保健医療課長 死亡された方の要因については、単独の要因というよりも複数の要因が絡み合って いるものというふうに認識しているので、その部分について今後一層推進してまい りたいというところで、「予防」という言葉を改正させていただいたものである。

竹内喜代嗣 税金の滞納あった方、この20名の中で、亡くなってしまえば消滅するわけだけれど も、その辺はわからないか。

保健医療課長 税金の滞納等については把握していない、申しわけない。

板垣 一徳 予防対策をするということは、極めていいことなのではないかなと、言葉の意味からしてよく理解できたし、今60歳を真ん中にして、それよりも高齢の人が悪いほうに自殺をしているというふうなほうがいっぱいか、多いか、不足か、そこだけでいい。60歳を真ん中にして、上のほうの高齢者がお亡くなりになっているのか、それとも若い人が亡くなっているのか。

保健医療課長 地域特性として、やはり65歳以上の方の亡くなる割合は高いというところで出たと ころである。

尾形委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、 担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてよるしくお願いいたす。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、予算の規模を77億6,860万円とするものである。補正の主な内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整により、歳入では11款の一般会計繰入金を、歳出では1款の一般管理職員人件費及び賦課徴税経費の郵便料不足分をそれぞれ増額した。端数調整を行い、60万円の増額補正となっている。なお、各ページの詳細説明は省略させていただきたいと思うので、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、 担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、続いて議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)についてよろしくお願いいたす。歳入歳出の総額にそれぞれ640万円を減額し、 予算の規模を6億4,360万円とするものである。歳入の主な内容について説明させて いただく。

7 Pから8 Pをごらん願う。歳入においては、3 款繰入金、1項1目一般会計繰入金602万8,000円の減額計上だが、内訳は保険基盤安定繰入金の額の確定による減、職員人件費の調整減及び事務費繰入金である。4 款繰越金に前年度繰越金37万9,000円を計上いたした。次の5款3項1目雑入の77万4,000円の減額計上であるが、内訳は見込み額により特別対策補助金82万7,000円の減額分と、県後期高齢者医療保険料特別補填金補助金5万3,000円の追加である。この補填金補助金とは、保険料軽減判定における後期高齢者広域連合電算処理システムの設定誤りに伴う賦課権の期間制限により還付することができない還付金、還付加算金相当額が広域連合から入金されるものである。

歳出においては、9から10Pをお願いする。1款1項1目一般管理費、一般管理職員人件費115万2,000円の減額は、職員の異動及び給与改定等による人件費の調整によるものだ。次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金539万1,000円の減額

計上は、保険料確定賦課後の再計算等によるものだ。3款1項1目保健事業費6万7,000円の計上は、特別対策の補助対象として追加となった健康診査事業委託料分である。5款1項の償還金及び還付加算金7万6,000円の計上については、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの設定誤りによる還付処理に係るものであり、広域連合による見込み額を計上いたした。なお、3目の被保険者保険料特別補填金5万3,000円は、歳入5款の雑入で説明した特別補填分である。以上だ、よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第60号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16 議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とし、担当 課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、予算の規模を78億6,350万円にしようとするものである。

説明の7、8 Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金とも、地域支援事業の職員の給与改定等に伴う職員人件費の調整により負担割合に応じて追加した。第8款繰入金、第1項第3目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)であるが、地域支援事業の職員の給与改定に伴う職員人件費の調整により、負担に応じて11万7,000円を追加いたした。第4目事務費等繰入金であるが、給与改定等に伴う職員人件費調整によって74万2,000円と、予備費として5万3,000円を追加するものである。

次に、歳出のほうだが、9、10Pをごらんいただきたいと思う。第1款総務費、第3款地域支援事業費であるが、給与改定等に伴う職員人件費の調整である。第7款 予備費5万3,000円は、予算調整のためのものである。説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第61号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第17 議第14号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長(保健 医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第14号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計予算についてよろしくお願いい たす。予算の総額は60億8,400万円とし、前年度比マイナス20.7%、15億8,400万円 の減額である。これは、平成30年度の国保制度改革による県単位化に伴い、共同事 業の廃止や納付金制度の導入など、財政運営の仕組みが大きく変わり、保険給付費 等に対する国の負担金や交付金等の交付先が市から県へ移行することなどが主な 要因である。このため歳入歳出とも予算科目に大きく変更が生じている。予算書の 款項目の丸印は、このたび廃止をした項目である。

> 初めに、歳入のほうから主なものをご説明いたす。276 P、277 Pをごらん願う。1款 1項国民健康保険税10億6,864万7,000円の計上だが、前年当初予算より6,096万 6,000円の減額となっている。保険税率の改正等を見込んだものである。国民健康 保険税については、新潟県が市町村ごとに配分する事業納付金を納めるために、県 の示す標準保険税率等を参考に、それぞれの算定方式や予定収納率に基づき保険税 率を定めることとなり、このたび保険税率の改正を提案したものである。それを見 込んで計上したものである。次の2款分担金及び負担金、1項1目特定健診一部負 担金492万8,000円の計上だが、特定健診受診者の一部負担金である。平成30年度よ り心電図、眼底検査の無料化を実施することにより、減額となっている。続いて、 278、279 P をごらん願う。5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金45億3, 166万 6,000円の計上であるが、制度改革に伴い、新設された科目である。保険給付費や 保健事業費等の財源として県から交付されるものである。1節の普通交付金44億 1,770万4,000円は、保険給付費の財源として交付されるもので、保険給付費に対す る国、県の負担金や、前期高齢者納付金等のほか、市が県に納入する事業納付金を 財源にしている。金額は県から示された額を計上している。2節の特別交付金は、 保健事業等の財源としてそれぞれ交付されるものである。続いて、280、281 Pをご らん願う。 7款1項1目一般会計繰入金4億6,679万1,000円の計上は、一般会計 3款民生費からの繰出金と同額である。8款、9款は省略させていただく。制度改 革に伴う予算科目の変更により、平成30年度からの歳入における科目は、これまで の13款から次のページの282、283Pの4款を廃止し、全部で9款までとなっている。 続いて、歳出の主なものについては、286、287Pをごらん願う。2款保険給付費44億 4,040万9,000円の計上で、2億4,023万1,000円の減額である。これは、平成30年度 より県が給付費用を全額負担することになるため、県と市町村間で予算額を基本的 に一致させる必要があることから、県から納付金の算定と一緒に市町村ごとに示さ れた給付費総額を、これまでの支払い実績等を勘案しながらそれぞれ案分し、計上 している。次に、一番下のほうになるが、288、289の一番下のほうになるが、3款 国民健康保険事業費納付金14億4,448万4,000円の計上だが、こちらも制度改革に伴 い新設された科目だ。県が財政運営の責任主体となったことにより、市町村は保険 給付費や後期高齢者支援金、介護納付金の財源の一部として、この事業納付金を県 へ納入する仕組みとなった。事業納付金の財源は、国保税のほか一般会計からの保 険基盤安定繰入金などが充てられる。予算額は県から示された額を計上している。 続いて、290、291Pの4款保健事業費だが、6,408万4,000円を計上した。特定健診

委託料3,560万6,000円、人間ドック健診事業委託料900万円などを計上している。 5款から8款については省略させていただく。なお、歳出における制度改革に伴う 予算科目の変更については、これまでの12款から次の294から297 Pのそれぞれ5款 を廃止し、1款を新設し、全部で8款までとなっている。簡単であるが、説明は以 上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

長谷川 孝 制度改革は確かにわかったのだが、これによって、例えば今までの滞納徴収員とか、 そういうのは今までと同じやり方というふうに理解していいわけか。

税務 課長 滞納されている方の徴収については、これまでと変更はない。

長谷川 孝 それで、納付金を県に納めるとかとなれば、今まで市が中心になってやっていたこの国保の事業が、何か事務事業がふえるような感じがするのだけれども、そういうことはないか。県に対してもある程度の仕事があるわけだし、今までと変わるのは納付したやつを県にやるということなのだけれども、そのことによって職員がふえるとかというふうになれば、せっかく皆さんからなるべく取らないようにするという形のが、事務事業の職員の費用とか、そういうのがふえるような感じ私は受けるのだけれども、そういうことはないか。

保健医療課長 今制度改革に伴う移行期間、準備期間であるので、確かに事務は煩雑になっている。 ただ、平成30年以降については、県と市町村と、あと国保連合会等合わせて、事務 の簡略化とか統一化に向けて、少しでも事務改善に向けていくというところで聞い ている。

尾形委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第18 議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長(保 健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算についてよろしくお願いいたす。予算の総額は6億9,080万円とし、前年度比プラス6.3%、4,080万円の増額である。保険料率の改定や、平成30年度の制度改正等を見込んだ上で予算編成したものである。歳入のほうから主なものをご説明いたす。310 Pから311 Pをごらん願う。1款1項後期高齢者医療保険料4億6,356万7,000円の計上だが、前年当初予算より3,464万3,000円の増額となっている。これは、平成30、31年度の保険料率改定を見込んだものである。制度が始まった平成20年度から保険料率は抑えられていたが、被保険者数の伸びや医療給付費の伸び、高齢者負担率の伸び等から保険料率の引き上げが必要になったものである。続いて、3款1項1目一般会計繰入金2億2,347万4,000円を計上いたした。保険基盤安定繰入金は2億572万

2.000円で、これは低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市で補填する制度で、 負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっている。5款3項1目雑入、県後期 高齢者医療制度特別対策補助金281万2,000円を計上いたした。市町村が実施する長 寿健康増進事業に係る経費に対し、補助金が交付される。平成30年度より運動健康 施設等の利用助成が対象外となり、本市では湯っくり・湯ったり事業が対象外とな

続いて、歳出の主なものであるが、312Pから313Pをごらん願う。2款1項1目後 期高齢者医療広域連合納付金6億6,933万9,000円を計上いたした。市町村で徴収し た保険料と軽減分である保険基盤安定負担金を納付いたす。3款1項1目保健事業 費496万2,000円は、湯っくり・湯ったり事業委託料、湯ったり塾業務委託料を計上 いたした。簡単ではあるが、説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

竹内喜代嗣 負担増となることから反対を表明させていただく。

以上で質疑を終結し、起立による採決を行った結果、議第15号は、起立多数にて原案のとおり可 決すべきものと決定した。

日程第19 議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長(介護高齢 課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算についてご説明いたす。歳入歳 出予算の総額はそれぞれ78億9,000万円を計上するものである。昨年比は2億 3,300万円、3.0%の増額である。327P、328Pをごらんいただきたいと思う。歳入 の主なものであるが、第1款保険料で15億4,836万3,000円を計上いたした。対前年 度比10.9%の増である。これは、先ほど条例改正でご説明したとおり、保険料が上 がったために増額になっている。第4款国庫支出金では、介護給付費負担金、調整 交付金、地域支援事業交付金で19億2,693万5,000円を計上いたした。対前年度比 2.7%の増である。次に、第5款支払基金交付金では、介護給付費交付金、地域支 援事業支援交付金で20億3,884万3,000円を計上いたした。対前年度比0.4%の減で ある。次に、329P、330Pをごらんいただきたいと思う。第6款県支出金では、介 護給付費負担金、地域支援事業交付金で11億2,707万1,000円計上いたした。対前年 度比2.8%の増である。第8款繰入金では、一般会計繰入金、基金繰入金で12億 3,992万3,000円を計上いたした。対前年度比0.6%の増である。

> 次に、歳出のほうであるが、333P、334Pをごらんいただきたいと思う。第1款総 務費、第1項第1目の一般管理費では、職員人件費などで1億1,053万2,000円を計 上いたした。次に、335P、336Pであるが、第2款保険給付費であるが、平成28年

度の決算額及び平成29年度の決算見込み、認定者数などをもとに推計して、74億1,220万3,000円を計上させていただいた。対前年度比3.2%の増となっている。次に、339 P、340 P をごらんいただきたいと思う。第2項の介護予防サービス等諸費であるが、8,771万7,000円計上させていただいた。対前年度比13.2%である。次に、343 P、344 P をごらんいただきたいと思う。第3款の地域支援事業費2億9,526万8,000円計上いたした。対前年度比4.8%の増となっている。内容については、前年と同じあるので省略させていただく。説明は以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

長谷川 孝 今回値上がりしたということなのだが、何年ぐらいもつか、今のこの値上がりが、 めどとして。

介護高齢課長 介護保険の保険料については、3年ごとに、事業計画ごとにやっているので、恐らく今度また今期も整備をするし、認定者も変わってくると思うので、それで65歳の人口がまた減ってくると、またそれで分母が減るわけなので、そうすると保険料が上がるということもある。それで、多分大体は何期ごとというか、次の期ごとには上がっていくと思っている。

長谷川 孝 高齢者が多くなって、それで施設等ではなくて、なるべく在宅とかというふうになれば、サービスも多様化してくるわけだよね。それで、上がりどまりが例えば高齢者というのか、その人口がいつがピークで、それでその計算によると、あと例えば何回3年ごとに来て、あと3回ぐらい来るのがピークになるのではないかとかという、そういう計画みたいなものはないわけか。

介護高齢課長 村上市の場合、よそと比べて高齢化が進んでいて、それで高齢者のとまりも来年ぐらいになると大体は村上、65歳ピークになって下がっていくような格好になると推計しているが、団塊の世代が75になるときには、もう大分うちとしては人は減っているのではないかと思っている。

尾形委員長 今のは余り答弁になっていないと思うのだけれども、保険料に関しての変動が・・

介護高齢課長 保険料の変動は、恐らくずっと上がっていくのではないかと私は思っている。とまるということはないのではないかと。というのは先ほど言ったように、分母が下がっていくと、今整備したわけなので、その総経費を分母が小さいので割っていくと、だんだん黙っていても上がっていくということなので、とまることはないのではないかと思う。

小林 重平 ことしか、医療費もそうだけれども、6年に1度の同時改定が行われたが、事業者 に対する報酬だ、これちょっと上がったけれども、それはやっぱりそれも影響して いるわけか。

介護高齢課長 今回の0.54%介護保険料では上がるし、あと来年になると消費税も上がるということと、人材確保というか、職員に対しての報酬の関係も考えていこうというような話もあって、その分でもちょっと上がるということがある。

小林 重平 当初介護保険というのが2000年だったか、導入されたのが。250万人ぐらい当初あったのか、今六百何十万人ぐらいになっているか、経費としても3兆円が約10兆円になっているというようなことで、今課長が答弁したように、団塊の世代、私もその末端のほうだけれども、生きているか死んでいるかわからないが、だんだんやっぱり、人口減少によってもやっぱり変わってくると思うのだけれども、逆に言えば少

子化だけれども、今人生100年時代と言われているので、当然そうなると思うのだけれども、やっぱりそういうシミュレーションみたいなのは、それははじいていないわけか。

介護高齢課長 平成35年ぐらいまでのは推計はしているのだけれども、その先については、国のほうでもまだしていなくて、さっき言った団塊の世代が75歳のところを頭に入れて推計しているので、その先についてはちょっと申しわけないが。

小林 重平 もう一つちょっとお聞きしておきたいのだけれども、村上市は高齢化率が高いとい うことなのだけれども、大体人口にすればどのくらいの率になるのか。

介護保険室長 第7期の計画をつくったときの数字を申し上げるけれども、現在高齢化率が37%である。人口が6万ちょいだけれども、高齢者が2万2,600というところで、推計をしているのが、今度平成37年、団塊の世代の方が後期高齢を迎える平成37年には、人口が5万4,000、高齢者の数が2万1,600というふうに推計をしている。これは、平成24年度から平成28年度までの人口減少の推移等を見て、これを計画したものであるけれども、高齢化率が40.3%というふうにはじいている。

小林 重平 これちょっと関係ないかもしれないけれども、今回介護関係で、今までもあったかもしれないけれども、いわゆる施設でみとりができるというようなことになったと思うのだけれども、今までそういう例はあったと思うのだけれども、管内ではないか。

介護保険室長 実際に今特別養護老人ホームでみとりをやっている。そこに介護報酬としてみとり 加算をつけているという状況である。

小林 重平 今までもそういうことをやっていたとすれば、当然医師の関係が出てくると思う。 当然現在この管内は人口1,000人に対してのあれが1.5何ぼでしたか、あれがたし か。そうすると、ますますそういう養護施設でみとりが、例えばこれは家族の同意 がなければできないのだろうけれども、そういうのがふえていった場合、どうして も医師との関係が当然出てくると思う。この辺のことは保健医療課長も関係してく るのだけれども、そこら辺の対応、今後どのように考えているか。

保健医療課長 介護の医療のほうとか、そちらの関係も含めて、医師の確保については引き続き要望したり、うちの創設した医学生の制度等で確保については頑張ってまいりたいと思っているところである。

長谷川 孝 介護高齢課でこういうような調査をやっているか、例えば60歳から65歳までの介護 度の人数とか、65歳から70歳までの介護度の人数、できれば要介護から5とかまで 全部分類とかしているか。

介護高齢課長 細かいのはないけれども、うちであるのは65から、1号被保険者の65歳未満と、65歳 から75歳未満、あと75歳以上の区分では資料はあるけれども、5歳刻みはない。

尾形委員長 それ手引についているよね、たしか。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川 孝 いいです。

[委員外議員]

木村 貞雄 介護保険の認定審査会の関係でお聞きするけれども、2回より質疑できないので、 聞き取れないのがあるかと思うけれども、今1年に2回ぐらいしかやっていない か、審査、何回やっているか、1年。

介護保険室長 月に14回だ、消防で、なので年間にすると・・・

木村 貞雄 入所、1から5までの。要はこういうことなのだ、数年前に制度改正して、3以上

でないと、今の地域密着型、入れないよね。それで、例えば2の人が3になるような状況になっていても、すぐ判定ができないし、審査受けても1カ月か1カ月半ぐらいかからないと決定しないのだ。それで困っている人がたくさんいる、そういう

ところに入る条件あったとしても、その辺は見直しできないのか。

介護保険室長 お話をちょっと整理させていただきたいのだけれども、審査会と特別養護老人ホー

ムの入所判定委員会、議員さんごっちゃになっているのかなと思うのだけれども・

木村 貞雄 いや、判定ではない、5までの。

介護保険室長 介護度を出す審査会のことだよね。そうすると、ほぼ2日に1遍ぐらいはやってい

るけれども、そこで1次判定した書類を最終審査で最終介護度が決まると。今の現 状は、申請をしてから40日ぐらい、認定するまでかかっているという状況は、実際

そうだけれども。

尾形委員長 この件については、あと木村議員のほうで個人的に介護高齢課のほうに伺ってお話

ししてください。

(何事か呼ぶ者あり)

尾形委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長(尾形修平君)閉会を宣する。

(午前11時11分)